

海兵隊員による建造物侵入及び傷害事件に対する意見書

12月15日午前2時40分ごろ、金武町並里区において、酒に酔った状態のキャンプ・ハンセン所属の海兵隊員が会社事務所に侵入し、社員を羽交い絞めにするなど暴行を加え、唇を切るけがを負わせる事件が発生した。事件が発生したのは未明の時間帯であり、被害者はもとより周辺住民を恐怖に陥れた。

金武町では過去にも、酒に酔った米軍人が家屋等に侵入する事件が発生しており、そのたびに金武町議会は、綱紀粛正、再発防止等を徹底するよう米軍をはじめ関係機関に強く申し入れてきたところである。それにもかかわらず、事件が発生したことは極めて遺憾であり、怒りを禁じ得ない。

今回の事件は在日米軍がリバティー制度で飲酒を制限している時間帯に発生している。また、県内では毎週のように米軍人が飲酒運転で検挙されており米軍の綱紀の乱れを指摘せざるを得ない。度重なる、米軍人・軍属等による事件・事故は、町民に不安と恐怖を与えており、日米両政府の責任は重大である。

よって本町議会は、町民の生命、財産を守る立場から、今後いかなる事件・事故も起こさぬよう厳重に抗議し、下記事項が速やかに実現されるよう、強く要請する。

記

- 1 被害者に対する謝罪と完全な補償を早急に行うこと。
- 2 リバティー制度を見直し、遵守すること。
- 3 米軍人・軍属等の綱紀粛正を徹底し、実効性のある再発防止策を速やかに公表すること。
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

可決

令和4年12月16日
金武町議会議長 嘉数義光
宛 先



令和4年12月16日
沖縄県金武町議会



内閣総理大臣 防衛大臣 外務大臣 内閣官房長官
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省沖縄特命全権大使
沖縄防衛局長

海兵隊員による建造物侵入及び傷害事件に対する抗議決議

12月15日午前2時40分ごろ、金武町並里区において、酒に酔った状態のキャンプ・ハンセン所属の海兵隊員が会社事務所に侵入し、社員を羽交い絞めにするなど暴行を加え、唇を切るけがを負わせる事件が発生した。事件が発生したのは未明の時間帯であり、被害者はもとより周辺住民を恐怖に陥れた。

金武町では過去にも、酒に酔った米軍人が家屋等に侵入する事件が発生しており、そのたびに金武町議会は、綱紀粛正、再発防止等を徹底するよう米軍をはじめ関係機関に強く申し入れてきたところである。それにもかかわらず、事件が発生したことは極めて遺憾であり、怒りを禁じ得ない。

今回の事件は在日米軍がリバティー制度で飲酒を制限している時間帯に発生している。また、県内では毎週のように米軍人が飲酒運転で検挙されており米軍の綱紀の乱れを指摘せざるを得ない。度重なる、米軍人・軍属等による事件・事故は、町民に不安と恐怖を与えており、日米両政府の責任は重大である。

よって本町議会は、町民の生命、財産を守る立場から、今後いかなる事件・事故も起こさぬよう厳重に抗議し、下記事項が速やかに実現されるよう、強く要求する。

記

- 1 被害者に対する謝罪と完全な補償を早急に行うこと。
- 2 リバティー制度を見直し、遵守すること。
- 3 米軍人・軍属等の綱紀粛正を徹底し、実効性のある再発防止策を速やかに公表すること。
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、決議する。

可決

令和4年12月16日
金武町議会議長 嘉数義光



令和4年12月16日
沖縄県金武町議会



宛 先

駐日米国大使 在日米軍司令官
在沖米国総領事 在日米軍沖縄地域調整官
キャンプ・ハンセン基地司令官